

# JP労組 団体総合生活補償保険制度のご案内 (ゴルフープラン)

今年度  
保険料が  
お安くなりました!

## 団体割引等 44%<sup>(注)</sup>適用!!

団体割引 30%、損害率による割引 20%適用

(注) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数によって割引率が適用されます。

ゴルフプレー中のケガや賠償リスクへの備えは出来ていますか。  
団体割引等44%が適用された保険料となっております。  
ぜひこの機会にご検討ください。



日本国内でラウンド中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、達成の祝賀会の費用がかかった など

- ◇ 保 険 期 間 : 2020年7月1日午後4時から2021年7月1日午後4時までの1年間
- ◇ 申 込 締 切 日 : 2020年5月22日(金)郵愛必着で加入申込票をご返送ください。  
(締切を過ぎてしまった方、中途加入を希望される方には別途対応いたします。)
- ◇ 保 険 料 引 落 日 : 2020年9月24日(木)  
※保険料は9月24日にご指定のゆうちょ銀行口座より引落としとなります。
- ◇ 契 約 者 : 日本郵政グループ労働組合
- ◇ 申 込 人 : ①日本郵政グループの社員または退職者で、日本郵政グループ労働組合が  
( 加 入 者 ) 加入を認める方  
②日本郵政グループ労働組合の役職員の方
- ◇ 被 保 険 者 : 上記申込人(加入者)のみです。

代理店・扱者

株式会社 郵 愛

総合保険係

〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6  
TEL 0120-025-375(無料)  
FAX 0120-779-783(無料)

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

公務開発部 日本郵政室 TEL 03-3259-6682

# ゴルフファープラン

団体割引等  
**44%**  
適用!

こんなときにお役に立ちます。

## ① ゴルファー賠償責任補償

海外も補償

ゴルフのプレー中に他人に損害を与えたとき



【具体例】

- ★ゴルフ場のティーグラウンドでまわりを確認しないで素振りしたら、パートナーに当たってケガをさせた。
- ★前の組のプレーヤーが近い距離にいたにもかかわらず、キャディの確認を待たずにボールを打ち、前の組のプレーヤーにボールが当たってケガをさせた。
- ★自宅の庭で練習中に過ぎて隣家のガラスを割った。

など

## ② ゴルファー傷害補償

海外も補償

ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルファーご自身がケガをされたとき

※今年度より手術も補償いたします。



【具体例】

- ★ゴルフ場でプレー中に後ろのパーティーのボールが当たってケガをし、入院した。
- ★ゴルフプレー中、くぼみに足をとられ転倒し、入院・手術を受けた。

など

## ③ ゴルフ用品補償

海外も補償

ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルフ用品を盗まれたり、ゴルフクラブを損傷されたとき



【具体例】

- ★ゴルフ練習場でゴルフバッグが盗難にあった。
- ★ゴルフ場でプレー中に誤ってゴルフクラブを折ってしまった。

など

## ④ ホールインワン・アルバトロス費用補償

国内のみ補償

ラウンド中にホールインワンまたはアルバトロスを達成されたとき

〈ご注意〉

- 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。(セルフプレーでキャディを同伴しない場合のお支払対象については、本パンフレット5ページの「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。)
- 複数の保険(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)にご加入いただいても、お支払額はそのうちの最も高い保険金額が限度となります。



## 保険金額と保険料

補償		セット名	A	B	C	D
保険金額	ゴルファー賠償責任補償		1 億円			
	傷害補償	ゴルフ 傷害死亡・傷害後遺障害(注1)	500万円	750万円	1,000万円	1,000万円
		ゴルフ 傷害入院保険金(日額)(注2)	7,500円	11,250円	15,000円	15,000円
		ゴルフ 傷害通院保険金(日額)	5,000円	7,500円	10,000円	10,000円
		ホールインワン・アルバトロス費用補償	1回 30万円まで	1回 40万円まで	1回 50万円まで	1回 100万円まで
	ゴルフ用品補償	15万円	20万円	30万円	30万円	
年払保険料			3,940円	5,320円	6,870円	10,400円

※免責金額はありません。

(注1)後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。

(注2)入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は5倍の傷害手術保険金をお支払いします。

# 補償内容

※印を付した用語については、6～7ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>★ゴルフアー賠償責任保険特約 ゴルフアー賠償責任保険金</p>	<p>保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者<sup>(*)</sup>が他人の生命または身体を害したり、他人の物（ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。）を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合<sup>(*)</sup>本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者<sup>※</sup>および3親等内の姻族に限りです。）を被保険者とします。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額<sup>※</sup>（0円）</p> <p>（注1）1回の事故につき、保険金額が限度となります。 （注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注3）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 （注4）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 （注5）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害</li> <li>● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任</li> <li>● 被保険者と同居する親族<sup>※</sup>に対する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者の使用人（ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。）が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</li> <li>● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>● 心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任</li> <li>● 自動車等<sup>※</sup>の車両（ゴルフ場敷地内<sup>※</sup>におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>● 戦争、その他の変乱<sup>※</sup>、暴動による損害</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> </ul> <p>など</p>
<p>★ゴルフアー傷害補償特約 傷害死亡保険金</p>	<p>保険期間中のゴルフ場敷地内<sup>※</sup>におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ<sup>※</sup>のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p>	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>（注1）傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注2）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ<sup>※</sup></li> <li>● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ</li> <li>● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ</li> <li>● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療<sup>※</sup>以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ</li> <li>● 戦争、その他の変乱<sup>※</sup>、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> <li>● 原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群<sup>※</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの<sup>※</sup></li> <li>● 入浴中の溺水<sup>※</sup>（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。）</li> <li>● 原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）<sup>※</sup>によって発生した肺炎</li> </ul> <p>など</p> <p>（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
<p>★ゴルフアー傷害補償特約 傷害後遺障害保険金</p>	<p>保険期間中のゴルフ場敷地内<sup>※</sup>におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ<sup>※</sup>のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害<sup>※</sup>が発生した場合</p>	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合（4%～100%）</p> <p>（注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療<sup>※</sup>を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師<sup>※</sup>の診断に基づき後遺障害<sup>※</sup>の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<p>（傷害死亡保険金と同じ）</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
★ゴルフアー傷害補償特約 傷害入院保険金	保険期間中のゴルフ場敷地内 <sup>※</sup> におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため、入院 <sup>※</sup> された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ <p>(注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。  ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間<sup>※</sup>（180日）が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数  ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数<sup>※</sup>（180日）に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数</p> <p>(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ<sup>※</sup>を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	(傷害死亡保険金と同じ)
★ゴルフアー傷害補償特約 傷害手術保険金	保険期間中のゴルフ場敷地内 <sup>※</sup> におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ <sup>※</sup> の治療 <sup>※</sup> のため、傷害入院保険金の支払対象期間 <sup>※</sup> （180日）中に手術 <sup>※</sup> を受けられた場合	<p>1回の手術<sup>※</sup>について、次の額をお支払いします。</p> <p>① 入院<sup>※</sup>中に受けた手術の場合  <math display="block">\text{傷害入院保険金日額} \times 10</math></p> <p>② ①以外の手術の場合  <math display="block">\text{傷害入院保険金日額} \times 5</math></p> <p>(注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。</p> <p>① 同一の日に複数回の手術を受けた場合  傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合  その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p> <p>③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合  その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p> <p>④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療<sup>※</sup>過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合  その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。</p>	(傷害死亡保険金と同じ)
★ゴルフアー傷害補償特約 傷害通院保険金	保険期間中のゴルフ場敷地内 <sup>※</sup> におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため、通院 <sup>※</sup> された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位 <sup>※</sup> を固定するために医師 <sup>※</sup> の指示によりギブス等 <sup>※</sup> を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ <p>(注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。  ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間<sup>※</sup>（180日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数  ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数<sup>※</sup>（90日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数</p> <p>(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ<sup>※</sup>を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	(傷害死亡保険金と同じ)

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 <sup>※</sup> 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。



保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
★ゴルフ用品補償特約 ゴルフ用品保険金	<p>保険期間中のゴルフ場敷地内<sup>※</sup>におけるゴルフ用品<sup>(*)</sup>の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合</p> <p>(*)「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。</p> <p>(注1) 自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。</p>	<p>被害物の損害額（被害物の修理費または時価額<sup>※</sup>のいずれか低い方が限度となります。）をお支払いします。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</li> <li>● 被保険者と同居する親族<sup>※</sup>の故意による損害</li> <li>● ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</li> <li>● ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。）</li> <li>● ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害</li> <li>● 戦争、その他の変乱<sup>※</sup>、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険金） ホールインワン・アルバトロス費用保険金	<p>日本国内のゴルフ場<sup>※</sup>において被保険者が達成した次のホールインワン<sup>※</sup>またはアルバトロス<sup>※</sup>について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>① 次のアおよびイの両方が目撃<sup>※</sup>したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>ア. 同伴競技者<sup>※</sup></p> <p>イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ<sup>※</sup>等。具体的には次の方をいいます。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に出入りする造園業者・工事業者 など</p> </div> <p>(注) 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>② 達成証明資料<sup>(*)1)</sup>によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、</li> <li>● 1名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、</li> <li>● その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書<sup>(*)2)</sup>により証明できるものに限りします。</li> </ul> <p>(*)1) 「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>(*)2) 「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</p> <p>(a) 同伴競技者</p> <p>(b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です）</p> <p>(c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</p> <p>(注) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>	<p><u>次の費用のうち実際に支出した額</u></p> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用<sup>(*)1)</sup></p> <p>イ. 祝賀会に要する費用</p> <p>ウ. ゴルフ場<sup>※</sup>に対する記念植樹費用</p> <p>エ. 同伴キャディ<sup>※</sup>に対する祝儀</p> <p>オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護<sup>(*)2)</sup>またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン<sup>※</sup>またはアルバトロス<sup>※</sup>を記念して作成するモニュメント等の費用（ただし、保険金額の10%が限度となります。）</p> <p>(*)1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。</p> <p>(*)2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本国外で達成したホールインワン<sup>※</sup>またはアルバトロス<sup>※</sup></li> <li>● ゴルフ場<sup>※</sup>の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</li> <li>● ゴルフ場の使用人<sup>(*)</sup>が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(*) 「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p>

## ※印の用語のご説明

ア行	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「アルパトロス」とは、ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。</li> <li>●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</li> <li>●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。</li> </ul>								
カ行	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。</li> <li>●「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。</li> <li>●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。  「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。  「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。  「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。  「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。  ①細菌性食中毒  ②ウイルス性食中毒  （*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。</li> <li>●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。  ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱  ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。  ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。</li> <li>●「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。</li> <li>●「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。</li> <li>●「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設（ゴルフ練習場を含みます。）をいいます。  ホールインワン・アルパトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。</li> <li>●「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場※として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。</li> </ul>								
サ行	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。</li> <li>●「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額※から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。</li> <li>●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。</li> <li>●「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。  <table border="1" data-bbox="220 1406 911 1480"> <tr> <th colspan="2">適用される保険金の名称</th> </tr> <tr> <td>・傷害入院保険金</td> <td>・傷害通院保険金</td> </tr> </table> </li> <li>●「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。  <table border="1" data-bbox="220 1547 911 1621"> <tr> <th colspan="2">適用される保険金の名称</th> </tr> <tr> <td>・傷害入院保険金</td> <td>・傷害通院保険金</td> </tr> </table> </li> <li>●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。  ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。  ② 先進医療※に該当する診療行為（*2）  （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。  （*2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</li> <li>●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。</li> <li>●「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。）。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。</li> <li>●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。</li> </ul>	適用される保険金の名称		・傷害入院保険金	・傷害通院保険金	適用される保険金の名称		・傷害入院保険金	・傷害通院保険金
適用される保険金の名称									
・傷害入院保険金	・傷害通院保険金								
適用される保険金の名称									
・傷害入院保険金	・傷害通院保険金								

各行	●「治療」とは、医師 <sup>※</sup> が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
	●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療 <sup>※</sup> を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
	●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
	●「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン <sup>※</sup> またはアルバトロス <sup>※</sup> を達成したゴルフ場 <sup>※</sup> に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
	●「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン <sup>※</sup> またはアルバトロス <sup>※</sup> を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
ナ行	●「入院」とは、自宅等での治療 <sup>※</sup> が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師 <sup>※</sup> の管理下において治療に専念することをいいます。
ハ行	●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
	●「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
マ行	●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
	●「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。

## ご注意いただきたいこと

- この保険は日本郵政グループ労働組合が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ＜自動継続の取扱いについて＞  
前年からご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
- ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞
  - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
  - ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。）。
  - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- ゴルフアー傷害補償特約の傷害死亡保険金は、特に（傷害）死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。（法定相続人以外の方に定める場合には別途代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。）
- ゴルファー傷害補償特約の傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。



## ご加入内容確認事項

### ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

#### 1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）  
保険金額（ご契約金額）  
保険期間（保険のご契約期間）  
保険料・保険料払込方法

#### 2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

#### ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

\*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

#### ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

\*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

#### 3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

#### 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例  
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例  
自動車購入・車検の斡旋  
上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

#### ○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

#### ○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。